

同対審答申から50年

パネル展

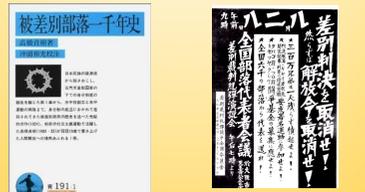
同対審答申と部落問題

1965年に出された「同対審答申」は、部落問題の存在を公認するとともに国の責任および国民的課題であることを明記した画期的なものでした。それは1969年の「同和対策事業特別措置法」の制定につながり、様々な取り組みを生み出したことで、部落差別は社会悪であるとの社会的合意を広げるとともに、部落と部落外との格差是正もすすみました。その点では部落問題は解決に向かってきたと言えますが、残された課題や新たな問題があることも事実です。

「同対審答申」から50年以上が経過した今、部落問題の何が変わり、何が変わらなかったのかなど、「同対審答申」とともに部落問題・差別の歴史について振り返るパネル展を開催します。部落問題に対する正しい理解と認識を深めていく一助になれば幸いです。

人権平和センター豊中

I. 「答申」が出るまで



1923年6月、「ツツ」について部落出身をかくし、結婚届を偽りて婚姻したのは犯罪にあたること、高松地方裁判所は部落青年に縁組費で有利判決をした。香川県青年会はこれより、公平な本籍変更届編成をあげて「差別判決撤回」を訴えて立ち上がった。

「答申」が出るまでには長い歴史があります。それは、闇の中から光ある世界を求めて悪戦苦闘を重ねた時間でした。

それを駆け足で紹介してみます。みなさんのなかに、「かの時代」のイメージが浮かぶでしょうか？

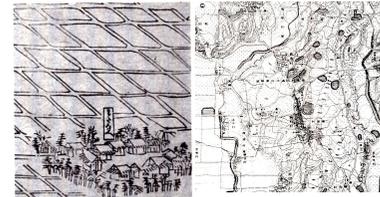
I. 「答申」が出るまで

身分制度のとらえ直し

1591年、豊臣秀吉が**身分統制令**を制定しました。

民衆を支配する目的として、農民が上位で工と商が低い身分とされ、さらに被差別身分の「**穢多・非人**」がつくられたと言いませんか？

しかし、最近の研究では、「土農工商」は当時の**身分制度の実態を示すものではなく、身分序列を示すものだった**と言われています。「農工商」間に上下関係がなく、同じ身分的位置におかれていました。被差別身分においても、必ずしも「穢多」が上で「非人」が下とは言えない地域もあったのです。

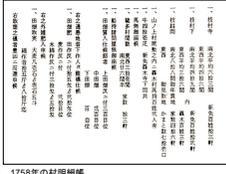


高田村 新橋大坂之図、大坂近郊の近世版図の様子。部落への人口は赤で示され、赤を囲み取ってあるが版図史・博物館蔵。淡辺雄雄蔵蔵。部落史が少しはより

I. 「答申」が出るまで

豊中では

その頃、豊中では、1594年に片桐市正によって、新免村検地をうけました。このとき、「**穢多屋敷 三畝廿八歩、分米 或斗八升八合**」とできます。これは豊中の歴史資料でみることのできるもっとも古い記録です。



1758年の村明細帳。
「穢多屋敷」は牛や馬の後といった順番になっています

その後、十七世紀末ごろから、幕府や藩では、法令でもって差別を強制する政策を展開するようになります。部落の人びとが経済的活動に励み、百姓や町人たちと積極的に交流しようとしていたことから、こうした差別規制が行われました。このように、近世の身分差別というのは、法令に基づく差別だといえることが公然たるものでした。

I. 「答申」が出るまで

飢饉に現れた部落差別



1837年、大飢饉によって大塩平八郎の乱が起きた年です。豊中の新免村と枝村である皮多(穢多)村からも御救米の施給が願い出されました。

しかし、**新免村には米6斗5升を18人、1人につき1日1合**が与えられたのに、**皮多村には米4斗2升を14人、1人につき1日6勺**、**新免村の5分の3**しか米が与えられませんでした。

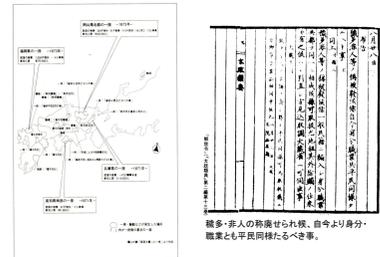


御救米請書控帳 (おすくいまいうけしよひかえりょう)

誰もが苦しく、命に関わる時こそ、露骨な差別があったのです。

I. 「答申」が出るまで

「解放令」と「反対一揆」



「解放令」反対一揆の地図 (淡辺雄雄蔵蔵。部落史が少しはより)

1871年、解放令がだされました。しかし、「解放令」に反対した民衆によって一揆が起き、被差別部落を襲撃し、死傷者が相次ぎました。「解放令」後も差別的な事象がいくつも起こります。「解放令」によって封建的な身分差別はなくなりましたが、現実には「部落差別」は解消されず、生き続けました。

Ⅱ. 「答申」を読む

部落問題とは

「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である。

未解決に放置することは断じて許されない。」(前文より)



Ⅱ. 「答申」を読む

部落差別とは

「部落差別は、心理的差別と実態的差別とに分けることができる。」

「心理的差別が原因となって実態的差別が原因となって心理的差別を助長する。この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえす。」

(第1部-1.同和問題の本質より)



Ⅱ. 「答申」を読む

差別の壁

「一見平等とみられる就職、就学、結婚等の社会体制のなかにも、いぜんとして厚い差別の壁があり、一般国民のなかにも、地区や地区住民に対して、感情、態度、意識、思想等による偏見が残存している。」

(第1部-2-(1)実態調査と同和問題より)



Ⅱ. 「答申」を読む

責任の所在

「問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない。」

「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」(前文より)



Ⅱ. 「答申」を読む

部落差別の根

「わが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。」

(第1部-1.同和問題の本質より)



Ⅱ. 「答申」を読む

偏見を糾(ただ)す

「人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である。」(第1部-1.同和問題の本質より)



II. 「答申」を読む

寝た子をおこす

「『寝た子をおこすな』式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともない、いつとはなく解消すると主張することにも同意できない。」
(第1部-1.同和問題の本質より)



II. 「答申」を読む

解決のために

「恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終始符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置を・・・。」(前文より)



III. 「答申」の光と影



專案に基づいたフィクションで、著者が大阪市職員としてかわった被差別部落解放運動を、政治家性、戦争とからめて書く。野間文「青年の環」(新潮書店)

部落問題は、長らく差別の厳しさと生活の悲惨さと共に語られてきました。「答申」と「特別措置法」は、そうした現実に取り込み、かつてない変化をもたらしました。

もちろん、物事にはプラス・マイナスの両面が伴います。果たして、「答申」は、部落問題の何を、どう変えたのか？成果と問題点を検証します。

III. 「答申」の光と影

被差別部落の環境改善

「答申」から4年後の1969年、「同和对策事業特別措置法(特措法)」が、制定されました。「答申」の精神からはかけ離れたものですが、「劣悪・悲惨」と形容された当時の被差別部落の実態の改善に大きな力を発揮しました。その結果、部落と部落外との格差差正が大きく進み、被差別部落の姿は一変し、人々の暮らしも改善されました。



密集している不良住宅、道路や上下水道も整備されないうまくいった劣悪な環境は、当時の被差別部落に共通する課題でした。



「特措法」の制定後、改良住宅の建設や道路・上下水道が整備されるなど、被差別部落の生活環境は大きく改善されました。

III. 「答申」の光と影

同和行政・人権行政の推進

様々な人権問題・課題の解決に向けて国や行政が取り組むことは、現在では珍しいことではありませんが、その原点となったのは同和行政です。部落解放運動の高まりが他の被差別者の立ち上がりを促すとともに、同和行政は部落問題から障害者、女性、在日外国人、アイヌ、子ども、高齢者、HIV感染者、ハンセン病回復者など、多様な課題を担う人権行政へと発展していきました。



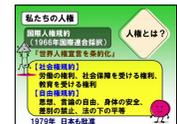
左上から、豊中解放会館(1973年)、堂池解放会館(1976年)、「障害福祉センターひまわり(1990年)」「とよなか国際交流センター(1993年)」「とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ(2000年)」

注:解放会館は2001年に「人権まちづくりセンター」に、2020年には人権平和センターに改称、国際交流センターは2010年に「エト・豊中」(中心)に移転。

III. 「答申」の光と影

人権意識の高まり

「答申」と「特措法」は、国や自治体の部落問題解決の責任を明確にし、同和行政の推進力となる一方、国民的課題とされたことを受けて、市民や労働組合、企業、宗教者などによる自主的な取り組みを生み出しました。ようやく部落問題に社会的な光が当てられるに至り、その結果、「部落差別=社会悪」といった共通認識が確立したのです。そして、国際人権規約をはじめとする人権諸条約の批准と国内法の整備、自治体での人権条例の制定、人権啓発や人権教育の推進など、国内外での人権運動の広がりがもたらされました。



Ⅲ. 「答申」の光と影

部落解放運動の発展

「答申」と「特措法」は、差別に逆き寝入りをしたり、耐え忍んできた部落の人々にも大きな勇気を与え、立ち上がりを促しました。これまで少数の活動家によっておこなわれてきた部落解放運動にもたくさんの人が参加するようになりました。

豊中でも寺本知さんという指導者のもとで、部落内はもちろん、労働組合や民主団体、市民団体、校区住民などと連携・協働した取り組みが展開されました。



寺本知さん(1913～1986年)
『差別(文化)』というは人間を解放する、魂を解放するものだと思っていてこないとダメなんです。部落解放運動も同じです」



部落解放同盟豊中支部再建大会(1967年7月)



第1回豊中人権展(1984年11月)

Ⅲ. 「答申」の光と影

「逆差別」という問題

同和対策事業の進展は、「なぜ、部落だけが特別扱いされるのか?」「私たちの方が逆に差別されているのでは?」といった受け止め方や誤解を新たに生み出しました。

部落差別が当たり前であった時代、人々は部落に興味も関心も示しませんでした。ところが、事業が行われるようになると、一転して注目し、批判の矛先を向けるのです。差別のまなざしは変わらないままと言えます。「特措法」が33年間続いたこともあり、こうした意識は「特措法」が失効し、事業がなくなった現在でも根強く残っています。



インターネット上でも...

同和対策事業は、いわゆる「同和地区」とそこに住む人々を対象に行われましたが、その一部である個人施策が取り上げられ、問題視されています。しかし、道路はもちろん、学校や保育所、病院など、事業の多くは誰もが利用でき、その恩恵は多くの人を受けていることを見ておかなければなりません。

Ⅲ. 「答申」の光と影

同和対策事業への依存

10年の期限立法だった「同和対策事業特別措置法」は、延長・改正を経て33年続きました。「解放令」から100年も放置されてきた部落問題をたった10年で解決するのは、不可能だったからです。

同和対策事業は、部落の姿と人々の生活を劇的に変えましたが、その一方で、部落の人たちに事業依存の傾向をもたらし続けてきた部分もあります。部落解放運動の目的は、部落問題の解決、すなわち部落差別からの解放を実現することで、「事業」はそのための手段に過ぎません。しかし、事業が長く続いたこともあって、人々の意識から目的である「解放」が忘れられ、手段であるはずの「事業」が目的化していったのです。



豊中人権まちづくりセンター
「山梨式」
「解放令」から名義変更
(2011年1月)

これは、部落と部落外との「格差=差別」と受け止めたことも影響しています。格差は差別の結果であって、差別そのものではないのです。

Ⅲ. 「答申」の光と影

「飛鳥会事件」などの不祥事

2006年5月、部落解放同盟の支部長が同和対策事業に関わる業務上横領で逮捕されるという事件(飛鳥会事件)が起きました。

部落問題の解決のために誠実に取り組んできた行政や関係者にとっても許すことのできない事件でした。

普段は部落問題を減多に取り上げないメディアも、こうい時はセンセーショナルに、洪水のように報じました。結果、部落問題や部落解放運動、同和行政に対する負のイメージが広がりました。



部落問題が絡むと、たった一つの不祥事、たった一人の言動が、「やっぱり部落は...」「部落の人は...」と括りにされます。ここが部落問題の敏感なところですが、部落解放運動に関わる者は、そうした覚悟が必要であることを「事件」は教えています。

Ⅲ. 「答申」の光と影

未解決の課題

「答申」では、部落問題の根本的解決を図ることを目的とした法律や差別や人権侵害によって発生する被害を救済するとともに、差別行為そのものを規制する法律の必要性について指摘されていますが、これらは実現には至っていません。

また、「特別措置法」の失効(2002年3月)=同和行政の終了として、盛り込まれる自治体も現れました。言うまでもありませんが、同和行政は部落差別がある限り継続されるべきです。



「部落解放基本法制定要求豊中市民の集い」(1991年9月)

「答申」は画期的と言えますが、部落差別の長い歴史のなかでは、ほんの一時期の出来事にすぎません。部落差別の根づきを明らかにし、それを断つための取り組みはこれからです。

Ⅳ. 部落問題は今



第1回「部落解放文学賞」(1975年)で石川一雄さんに代わって賞を受ける父親の石川富蔵さん。

「グリコ飛鳥事件」と題材にした高村薫の大作。部落問題が物語の重要なカギになっている。高村薫(レディ・ジョーカー)(新潮社刊)

「答申」後も、田辺事件や部落地名総鑑事件、同和地区問い合わせ事件など、差別事件は後を絶ちませんが、部落問題の様相は劇的に変わり、解決に向かってきたことは間違いありません。

「答申」から50年、部落問題の今が提起する課題・問題を考えます。

IV. 部落問題は今

田辺事件と「人権協」

1969年10月1日、和歌山県田辺市役所に、豊中市の女性が手紙を送りました。

前略御免下さい。

早速でございますが極秘の事で伺いたします。和歌山県田辺市 ○ ○ ○ (氏名) 年 ○ 月 ○ 日 和歌山県龍神村 ○ ○ ○ ○ ○ (氏名) 年 ○ 月 ○ 日

この方はどんな人種の方でございますか、お尋ねしたいと思います。現在は新平民等ございませんが、昔は部落がありましたから、誠に恐れますがおしらせ願えないかと思っております。何でもなければ安心致しますので、恐縮でございますがよろしくお祈り申します。



事件は、「人種-新平民-部落」という露骨な差別意識に基づく身元調査でした。この事実を目の当たりにした市民が、「豊中市を一目も草差差別のない明るいまちにしなければならない」と立ち上がり、賛同した41人によって、1970年に「豊中市人権教育推進員協議会(人権協)」が結成されました。2020年2月現在、委員は4066名、地区ごとに委員会が開かれ、研修や啓発が取り進められています。



IV. 部落問題は今

「部落地名総鑑」差別事件

1975年12月、約5300におよぶ全国の被差別部落の名前、所在地、戸数、主な職業が府県別に記載された書籍が販売されている事件が明るみに出ました。作成・販売したのは、興信所・探偵社で、購入者は22社を数え、有名企業や大学、病院などが名を連ねていました。購入の動機は、採用や登用にあって部落出身者を排除するためであったことが判明しました。豊中でも13社(13事業所)が購入していました。



8冊目に発覚した「部落地名総鑑」の序文(抜粋)

就職や結婚に際して、身分差別をすることが、今日夫甚な社会問題になっていることは、皆さんがご承知のことと存じます。(中略)しかし、大部分の企業や家庭に於いては、永年亘って培われてきた社風や家風があり、一朝一夕には伝統をくつがえす訳にはまじりません。(中略)採用問題に取り組んでおられる人事担当者や、お子さんの結婚問題で心労されている家族の方たちには、なかなか厄介な事柄かと存じます。このような悩みを、少しでも解消することができればと、此の度世情に逆行して、本書を作成することとなりました。

事件で社会的責任を問われた購入企業は、「同和問題企業連絡会」を結成し、部落問題解決の取り組みをスタートさせました。豊中でも1978年に発足し、発願の拡大を経て、「豊中市企業人権啓発推進員協議会」となり、2020年4月現在、134企業が参加しています。



■(一財)よなか人権文化まちづくり協会との交流会(2015年1月22日)



■人権フィールドワーク(現地研修会)

IV. 部落問題は今

「土地調査差別事件」



豊中市広報「ひょうまん通信」に掲載された記事からも部落差別の現実を知ることができます。



この事件は、部落を忌避する意識が根強くあることを改めて浮き彫りにしました。また、調査の中では小中学校に評価点がつけれられ、ランキングされていることなども判明しました。こうした情報を求める人と、それを提供する人があって成り立つ事件です。考えさせられます。

なぜ、人権まちづくりセンターが地図にないのでしょうか？業者は「地図はない、見落としました」と言いますが、センターだけ見落とすことはあり得ないと思います。みなさんは、どう考えられますか？

IV. 部落問題は今

「同和地区問い合わせ事件」



ここ数年、毎年のように同和地区を問い合わせる事件が起きていますが、その訳を考えてみました。 Q:部落であるかどうかを知りたいのはなぜ？ A:そこを避けたいから。 Q:避けたいのはなぜ？ A:部落に住んだり、関係を持つと、差別をされる対象になるから。

部落差別の特性の一つは、生まれた場所・住んでいる場所がそのしるしにされることです。だから、部落に対して差別的な意識や見方を持っている人にとっては、部落がどこなのかを知ることは、とても大事なことになります。結婚、あの手の手を使って、その情報を入手するということになり、市役所等への「問い合わせ」もその有力な方法の一つになっているのだと思います。

部落差別が存在している限り、人はいつでもどこでどのように出会うかわりません。そのときにどう振る舞うのか？そこにその人の生き方が現れます。「差別は間違ってる」と言い切りたいですね。

IV. 部落問題は今

「結婚差別」



この記事のケースでも一つ間違え、命に関わる事態になっていたかもしれません。女性が部落問題と向き合い、家族を含めた支えがあったことが大きいと思います。一方、男性は部落問題を知らず、親の差別的な説得を受け入れました。知らないことは赦の罪ではありませんが、差別を容認し、荷担してしまうことになるのです。やはり、部落問題をきちんと知ることが大事だと思います。